

令和7年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和7年12月25日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂2

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

杉本 千登世、堀江 賢治、岩橋 豊、小池 誠、杉本 剛
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（4名）

松尾 功、花井 雅志、山崎 雅弘、杉原 吉久
公益を代表する委員（4名）

富田 香織、長谷川 裕子、佐藤 庸子、平野 良子
13名

4 欠席委員

鈴木 達人、若杉 浩二

5 傍聴者数

5名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 臼井 武男、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐（国保庶務担当）兼国保庶務係長 小川 真貴子、
国保年金係長 小笠原 久美子、国保庶務係主査 梶田 弥生

7 議題等

- (1) 国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について
- (2) 仮算定結果に基づく税率改定（案）について
- (3) その他

8 会議の要旨

副会長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は若杉会長から欠席される旨の連絡がございましたので、副会長である、私、平野が議長をさせていただきますので、よろしく申し上げます。会議に入ります前に、鈴木 達人委員から本会を欠席される旨の連絡がございましたので御報告申し上げます。まだお見えになっていない会員の方もみえますが、まもなくお見えになると思います。</p> <p>本日の出席委員数は13名です。本会規則第7条の規定による定足数、8名に達しておりますので、ただいまより開会をいたします。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものです。議事録作成のため、会議中の御発言はICレコーダーで録音させていただきますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者に指名させていただきます。</p> <p>今回の議事録署名者は、小池 誠委員、松原 吉久委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お願いいたします。</p>
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	<p>皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。保険医療課の課長補佐の小川と申します。議題に入ります前に、先にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお送りした資料一覧のとおりとなっておりますが、はじめに委員名簿、次に会議の次第、右上に資料1とありますA3のシートが1枚、同じく資料1の別紙になりますA3の別紙1から3、次にA3の資料2、こちらの資料2なのですが、本日机上に差し替えのものをお配りしておりますので、資料2は差し替え版のほうをご覧ください。次に資料3になります。資料3の次が、子ども子育て支援金制度とはという、子ども家庭庁のHPの抜粋の資料となっております。本日、報酬の振込についてのお知らせも机上に配布しております。不足するものがございましたら、お知らせください。</p>
副会長	<p>よろしかったでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題(1)「国民健康保険事業費納付金</p>

	<p>の仮算定結果について」と議題(2)「仮算定結果に基づく税率改定(案)について」は、内容が関連したものになりますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>議題(1)「令和8年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」から始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、資料1をご覧ください。去る本年11月20日、愛知県国民健康保険主管課長会議において示された令和8年度の各市町村における事業費納付金の算定結果になります。1納付金の仮算定結果、(1)尾張旭市と愛知県の比較表をご覧ください。表の上半分が尾張旭市、下半分が愛知県全体の数字、そして横に令和6年度、令和7年度の仮算定と本算定、一番右側が今回示された、令和8年度の仮算定の数値となっています。では、一番右側の尾張旭市の仮算定結果をご覧ください。表の一番上の被保険者数は、令和8年度における国保加入者数の推計で、令和7年度の本算定の時点より370人減少した、11,951人となっています。そして表の2行目尾張旭市の事業費納付金総額は、昨年度の本算定時点より約1,050万円の増加で20億9,350万円となっており、0.5%の増です。これは、被保険者数は減少してきているものの、医療の高度化や高齢化などに伴い、1人当たり医療費が3.6%程度増加しているためです。</p> <p>ここで、国保制度の仕組みについて、少しご説明いたします。資料3を御覧ください。現在、国民健康保険制度の財政運営の責任主体は愛知県が担っており、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金などで市町村に支払うかわりに、市町村は、県が市町村ごとに決定した事業費納付金に見合った保険税を設定・徴収して県に納付する仕組みとなっております。</p> <p>また県の保険給付費等交付金の財源の一部は、市町村から徴収する「事業費納付金」となっており、県では、毎年度、市町村ごとの事業費納付金の額を決定し、市町村に提示するため、これを市町村は納付する義務があります。なお、事業費納付金の決定に当たっては、市町村ごとの医療費水準と所得水準などにに基づき、按分して計算しています。</p> <p>そして、その下、項番2標準保険税率ですが県では、事業費納付金の決定に合わせ、市町村が事業費納付金を賄うために必要な標準保険税率を作成し、市町村に提示しています。市ではその標準保険税率を参考とし、税率を決定します。以上のとおり、現行制度では、標準保険税率に沿えば、必要な事業費納付金が賄える、という仕組みです。</p>

資料1にお戻りください。

次に、項番2 納付金の推移は、上の表をグラフ化したものになるのですが、一番太い白丸の折れ線が、尾張旭市の1人当たりの納付金額の推移、白さんかくの折れ線が愛知県全体の1人当たりの納付金額の推移です。

裏面をご覧くださいまして左側の下のほうに愛知県のこの度の事業費納付金算定に当たっての説明の抜粋を載せております。

その内容は1人当たり保険給付費実績の伸び率は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えが起こった令和2年度が大きく減少したものの、令和3年度以降は回復し、高い伸び率を示していました。しかし、令和6年度は回復後の高い伸び率も落ち着き、実績見込みとしては低い伸び率となり、愛知県では普通交付金の執行に当たり財源不足は生じない見込みと考えております。ただ、1人当たり保険給付費実績の伸び率が平成30年度から令和5年度まで年平均3%程度であることを考えると、今後も同程度の伸び率になる可能性があることから、県ではその内容を考慮し、国保財政を安定して運営するためには財源不足にならないように、必要な財源を確保する必要があります。令和8年度の1人当たり保険給付費推計値は概ね令和6年度末までの実績を伸ばした先に位置しており、これまでの平均的な伸びが継続したとしても、財源不足は回避することができる見込みとなっております。このため、令和8年度納付金の推計結果は過大にならずかつ財源不足とならないように設定されているとのことです。

また、今年度における保険給付費等の実績は、11月分までの8か月分が判明しており、11月時点で実績値が推計値を大きく下回っているとして、愛知県における年間の決算剰余金額は約23億円となる見込みとしています。また、仮算定の結果、県平均1人当たり納付金の対前年度伸び率が1%を上回ったため、県は決算剰余金の活用ルールに則り、累積額の3分の1（約26億円）を令和8年度納付金の減算に活用する予定です。県では令和8年度以降、納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で剰余金を活用する方針です。

次に別紙3を御覧いただきたいのですが、これは各市町村の1人当たり納付金額等の県内順位の一覧で、資料1の右半分が、その一覧から尾張旭市と長久手市、瀬戸市、県平均を抜き出してグラフ化したものを載せております。また資料1の裏面には尾張旭市の県内順位の推移をグラフ化したものです。参考に御覧ください。

引き続きまして、議題(2)の仮算定に基づく税率改定（案）につきまして、ご説明いたします。本日差し替え版を机上に配布いたしました資料2を御覧ください。

項番1、税率見直しの理由です。現在、第1回国保運営協議会の中でもお伝えいたしましたが、本市の国民健康保険の運営は財政的に非常に厳しくなっています。国民健康保険の運営は独立採算が原則ですが、加入者からの保険税だけでは収支の均衡が保てないため、市民の皆様から納付いただいた税金などで運営する一般会計から公金の投入—法定外繰入れが行われております。そして、令和6年度においては、3億円以上の一般会計からの繰入金を投入し、令和7年度においても3億円を繰入金として当初予算に計上しております。

また、この法定外繰入れを行ったことにより、本市は赤字団体となったため、令和7年度を初年度とする赤字削減・解消計画を昨年度策定しました。この計画は資料2の左側一番下に載せています。今後は引き続き段階的に国保税率を引上げ、この赤字解消計画に基づき、令和11年度までに一般会計からの公金の投入を解消することが必要です。

さらに、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度の創設により、全ての医療保険加入者から支援金を賦課・徴収することが義務付けられるため、国民健康保険制度においても、これまでの保険税に上乘せされることになっております。この制度については参考として配布した資料の一番最後に今年3月に子ども家庭庁よりアップされたHP掲載資料を添付しております。後ほど御確認ください。

そこで、令和8年度税率（案）でございますが、資料2の右側にある表をご覧ください。先日、県から示されました令和8年度の標準保険料率が一番右側に記載してありますが、今年度、令和7年度の現行の保険税率が一番左側に記載してあります。この令和8年度の標準保険税率を用いると、事業費納付金を賄うことができ、歳入歳出の均衡が図れる仕組みですが、現行の令和7年度の税率とは大きくかけ離れています。そのため、令和8年度は少しでも標準保険料率に近づけるため、令和7年度の現行税率の隣にある2番目の令和8年度（案1）を用いる予定をしております。

そこで、資料2の裏面に世帯ごとの影響をモデルケースを用いて試算した結果が載せてあります。試算結果の改定後の金額は、上段が表面の令和8年度の案1で試算した結果、下段の括弧書きの中は今回示された、標準保険料率で試算した結果となります。また、参

	<p>考として今回の子ども子育て支援金制度による賦課が無かった場合の、保険税の増加率を表の一番右の欄に掲載しております。</p> <p>なお、賦課限度額について、厚生労働省の方針により8年度は1万円引き上げとなる予定で、医療分・介護分合計で110万円が上限となります。このことについては、税率改定の件とあわせて条例改正を行う予定となっており、次回の運営協議会でこの点も諮問させていただきます。</p> <p>今後は、年明け1月20日の愛知県の会議で本算定結果が示されますので、今日は仮算定段階の標準保険料率に基づいて税率を試算した場合のご報告、までとさせていただきます。次回の会議におきまして、本算定結果を踏まえた税率案を、みなさまに御審議いただけるよう、準備して参ります。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して質疑はございますか。仮算定ということで、まだ本算定前なのですが、何か御意見ありますか。</p>
岩橋委員	<p>今の保険税率の表のところなんですが、8年度で標準保険税率が8.23%、ということは、一般会計からの借入というか投入が2億2千万、これは8.23にして、なおかつ2億2千万マイナスがつくということの考えでいいのですか、一般会計からの借り入れが。</p>
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	<p>本来は2億2千万入れることで、8.23を賦課した場合の税が集められるという考えになりますので、2億2千万が入ることによって、8.23から7.8までに下げることができるという、逆に言うと。</p>
岩橋委員	<p>7.8まで下げる必要ありますか。ちょっと暴論かもしれませんが。愛知県が示している税率が大体8%ぐらいですね。それをあえて尾張旭市は0.5%分下げるという方向で考えておられる。</p>
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	<p>そうですね。最初8%代というのも考えたのですが、今回新たに子ども子育て支援金制度が始まる関係で、全員の方に上げ幅が出てくるのです。裏面の一番右ところに、子ども子育て支援金分の増加がなかった場合の上昇率を載せているのですが、本来ですとこちらになるところが、どうしても子ども子育て支援金の徴収が始まるので、それを入れると左側の高い方の増加率になってしまうものですから、これ以上のさらに増加は避けたいと思ったうえ</p>

	<p>での、こちらの7.8というところで、今は2億2千万を一般会計から繰り入れをいただいている状態ですので、それが今後徐々に減っていくものですから、税率も上げていかないといけないのですけれども、今回は子ども子育て支援金のほうが上がる関係で、どうしても上げれない状態となっています。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>今御覧いただいている資料2の裏側のケース別で見ていただいた、課長補佐のほうから説明させていただいた、一番右側に子ども子育て支援金がない場合を載せてあるのですが、すぐ隣の増加率というところの、上から見ると6.3、8.10というのが、これが子ども子育て支援金分を含めた場合の増加率となるのですが、その枠の中の括弧書きのところ、同じ枠の15.75%があるのですが、これについてが今回、8年度の標準保険税率をあてはめたときの増加率で、標準保険税率をまともに課しますと、15.7%も増加するという事となります。</p> <p>さすがにこの増加率は、皆様にとって、かなりの、ということではとどまらない負担となります。ということから、今回、2億2千万円という繰り入れをいただくことで抑えるというか、標準保険税率に到達するという事は目標ではあるのですけれども、あまりにも上がりすぎることになりますので、括弧書きである標準保険税率と比較しまして、何とか抑えるということで、今、案を作ったものが御覧のとおりでございます。</p> <p>今回、再三申し上げているのですが、子ども子育て支援金が上乘せになってくるので、上がり幅がさらに悪くなっていくことから、例えばということ、それが無かったときはどれくらいの上げ幅だったんだろうというのが、今の一番右側の上げ幅5%前後でなんとか、今年度まででしたら、そういう上げ幅でなんとかということでしたが、子ども子育て支援金が増えると、びっくりするくらい上がってしまうことになるので、そこは何とか、今の県から示された内容を考慮はしながらも、そこは本市の何とか抑えるというか、皆様の負担にならないように案を作ってみました。あくまでも、現時点での案となっております。再三、仮算定というお話を申し上げて、県から仮の算定値が示されたところでお作りしているものから、来月1月になりましたら、本算定という数字、最終的な数字が改めて県から示されて参りますので、それに基づいた数字を作って、次回の会議の中ではそれでお示しをさせていただきますので、今の数字で作ったものが御覧のとおりとなっていますので、次回にまた数字としては変わってくる可能性が高いと思うのですけれど</p>

	<p>も、現時点では、まずこれがベースとなってくるということとなりますので、2億2千万の投入によって、本来標準保険税率になるところを、ここまで何とか、これでやってもなんとかやりくりができるようにということで作ったものになりますので、これで決まっていってしまうということではないのですが、次の3回目の会議の中で改めさせていただく際に、これはたたき台というのですか、そういった部分で見ていただいたうえでの次ということをお願いしたいと思っています。お願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>御意見ありがとうございました。県の言うように標準保険税率でもっていくのが一番簡単かとは思いますが、今回、子ども子育て支援金とか、色々あるものですから、そういう様な事とか、上げ幅があまりにも大きいというようなことを鑑みて、事務局が考えて、ただ今、案1で示されたような結果になっているという、ご苦労がみえるような結果になっていると思いますが。みなさん、いかがでしょうか。意見がございましたら。</p> <p>よろしいでしょうか。では、みなさまのお時間の都合もごきますので、さらに御不明な点が出てきたということがありましたら、事務局にいつでもお問い合わせいただければと思っております。</p> <p>それでは、次の議事に移ります。</p> <p>議題(3)「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>それでは、その他ということで説明させていただきます。さきほどから、議題にあがっております子ども子育て支援金制度ということですが、一番最後に子ども家庭庁のHPに掲載されていたところを抜粋したものをお配りしています。こちら子ども未来戦略ということで令和5年の12月22日に閣議決定されたものということで、全世帯で子ども子育て世代を支えましょうということで国の制度として新たに始まるものとなります。こちら、めくっていただくと、財源の構成とか載っているのですが、この中の、1枚めくっていただいたところに国保と被用者保険ということで3つ目のところに書いてあるのですが、国保のほうも他の保険者のかた、被用者保険のかたと同じように負担していく金額が発生していきます。そのページを1枚おめくりいただいたところに、試算というか、医療保険の加入者1人当たりの平均月額が載せてあります。これは、加入者1人当たりの支援金額ということで、市町村国保ということで、国民健康保険、下から2番目の欄に月額250円ということで載っております。これは一番最初まだ、所得とかそう</p>

	<p>いったことを加味するする前での、ざくっと国が出した数字ということで聞いておりますので、どうなっていくのかというのは、所得に応じて、所得が高い方ほど負担割合は高くはなっていきますので、そちらのほうは、全世帯の平均の目安ということにはなっております。これに合わせて、また、事業費納付金のほうも、子ども子育て支援金分ということで納付する義務が出てきますので、それにあたる分を税のほうに賦課していくという形になっております。簡単ではございますが、少し制度の説明をさせていただきました。以上です。</p>
<p>副会長</p>	<p>ありがとうございました。今説明がありましたように、子ども子育て支援金制度のような新しい制度も入ってまいりました。この中で医療費も上がっていくものですから、さきほどの示されるような数字になってきたものだと思います。併せて、御質問、御意見等ありましたら。子ども子育ての関係でも結構です。よろしいですか。</p> <p>それでは、御意見もないようですので、最後に事務局の説明に対して併せて何かありますか。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>皆様、ありがとうございました。最後、私のほうから、少しまた、次回の会議の予定などの前に繰り返しになるのですが、国民健康保険の現在の仕組みということで、一番最初に課長補佐のほうから御説明させていただいたのですが、どうしても、今の財政事情ということで言うと、愛知県がお財布を握っているというかたちになります。そのお財布を愛知県が持っておりまして、我々市町村においてはさきほどから申し上げております事業費納付金というものを納め、愛知県はそれを持って運用しているということとなります。ですので、どうしても愛知県が示してきた数字に基づいた数字を作らざるをえないという状況となっております。上がり幅について、現在の仕組みでは市単独でなかなか操作をするということは難しい状況となっております。そうした中で、厳しい状況となり、一般会計のほうからも財政投入をいただいでですね、赤字解消を行っているところではございますので、今そういったなかでの税率改定ということで、上がり幅としては大きいものとなっておりますので、しっかり、この後、1月に愛知県から本算定が示されてまいりますので、それに基づいた算定をこちらのほうでさせていただき、次回の会議の中では皆様には御覧いただきまして、お話をいただきたいと思いますと思っております。</p>

	<p>では、最後に次回の会議の予定のお知らせをさせていただきます。第3回の会議は、年明けました1月22日木曜日、午後1時30分からを予定しております。会場は、本日と同じこちら市役所3階になります。今日は講堂2でございまして、お隣の講堂1で開催する予定でございます。ですので、今日は逆向きで大変失礼いたしました。講堂1、お隣になります。このフロアでは一緒でございますので、そちらで開催する予定でございます。こちらでまた、年明け早々には、開催通知を送らせていただきますので、御予定くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の議題といたしましては、令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果をお知らせすることと、さきほど検討結果を反映するとお伝えいたしました国民健康保険税の税率等の改定案、その本算定結果に基づいた改定案をお作りしたものを、これは市長からの諮問をさせていただくということで、こちらの会議に諮らせていただきたいというものと、あとは国民健康保険税の課税限度額が引き上げとなります。1万円引き上げとなる予定でございますので、そちらの内容。あとは低所得者軽減に関する判定所得の改定もあろうかと思っております。これらの諮問をさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。年をまたぎまして、大変議題が多くなってまいりますので、どうぞ御理解のうえ、よろしくお願いいたします。今日はお足元の悪い中、御出席くださりまして誠にありがとうございました。また次回よろしくお願いいたします。また、今日の会議の内容でお尋ねしたいことがございましたら、事務局、保険医療課のほうでお伺いたしますので、個別でいただければ結構です。よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。制度も色々変わってまいります、限度額も変わってくる、子ども子育ての制度も入ってくる、色々ありますけれども、本日、またわからないことがありましたら、今課長が説明いたしましたように事務局のほうで承ります。みなさん何かありましたらよろしくお願いいたします。それでは、本日の議題は以上となります。御質問等あるようでしたら、また事務局のほうにお願いいたします。よろしいですね。それでは、本日の日程は以上で修了いたしました。長時間にわたり、御協議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を修了いたします。ありがとうございました。</p>

午後 2 時 1 0 分閉会